

公益社団法人山梨青年会議所 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条

本会は、公益社団法人山梨青年会議所(英文名 Junior Chamber International Yamanashi)と称する。

(事務所)

第2条

本会は、事務所を山梨県山梨市に置く。

(目的)

第3条

本会は、地域社会及び国家の政治、経済、社会、文化等の発展をはかり、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とし、本定款第5条に定める事業を実施する。

(運営の原則)

第4条

本会は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 本会は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条

本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

(1)産業、経済、文化並びに政治に関する研究及びその改善のための諸事業

(2)社会開発計画の推進及び青少年問題に関する事業

(3)指導力の開発及び相互の親睦に資する行事の開催

(4)前各号に掲げるもののほか、本会の公益目的の達成に必要な事業

2 前項に定めるほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。

(1)国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連携に基づく事業

(2)本会の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第6条

本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第2章 会 員

(会員の種類)

第7条

本会の会員は次の4種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団及び財団法人法」という)上の社員とする。

(1)正会員 (2)特別会員 (3)名誉会員 (4)賛助会員

(正会員)

第8条

山梨市及びその近辺に住所または勤務地を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものを正会員とする。ただし、年度中に40歳に達した場合、その年度内は正会員としての資格を有する。

2 すでに他の青年会議所の正会員であるものは、本会の正会員となることができない。

(特別会員)

第9条

制限年齢の年度末まで正会員であった者で、理事会で承認された者を特別会員とする。

(名誉会員)

第10条

本会に功労のある者で、理事会の決議を経て推薦された者を名誉会員とする。

(賛助会員)

第11条

本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は団体で、理事会において入会を承認された者を賛助会員とする。

(入会)

第12条

本会の正会員になろうとする者は、所定の入会申請書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 このほか入会に関する事項は、総会において別に定める。

(会員の権利)

第13条

本会の会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有する。

(会員の義務)

第14条

本会の会員は、定款その他の規定を遵守するとともに、本会の目的達成に必要な事業に協力する義務を負う。

(会費等の納入義務)

第15条

会員は、入会に際して入会金を納入し、会費を毎年、所定の期日までに納入しなければならない。

2 入会金及び会費は、総会において別に定める。

(休会)

第16条

やむを得ぬ理由により長期間出席できない正会員は、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし休会中の会費は、これを免除しない。

(会員資格の喪失)

第 17 条

本会の会員は次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1)退会したとき
- (2)死亡し又は失踪宣告を受けたとき
- (3)法人又は団体が解散したとき
- (4)後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (5)除名されたとき

(退会)

第 18 条

会員が本会を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届けを理事長に提出しなければならない。

(除名)

第 19 条

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総議決権数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その会員を除名することができる。

- (1)本会の名誉を毀損し、又は本会の目的遂行に反する行為をしたとき
- (2)本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき
- (3)会費納入義務を履行しないとき
- (4)出席義務を履行しないとき
- (5)その他、会員として適当でないと認められたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に総会の 1 週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 20 条

会員が第 17 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 総 会

(総会の種類)

第 21 条

本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種類とする。

2 毎年 2 月に開催される通常総会を一般社団及び財団法人法上の定時社員総会とする。

(総会の構成)

第 22 条

本会の総会は、全ての正会員をもって構成する。

(総会の開催)

第23条

通常総会は、毎年1回2月末日までに開催する。

2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき

(2)理事会が招集の必要を決議したとき

(3)議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき

(総会の招集)

第24条

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 前条第2項第3号の場合を除き、総会を招集する場合は次にあげる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。

(1)総会の日時及び場所

(2)総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3)総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4)総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(5)前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 理事長は、前条第2項第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

5 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の権限)

第25条

総会は、一般社団及び財団法人法に規定する事項並びに本定款に別に定めるもののほか、次の各号を議決する。

(1)役員を選任及び解任

(2)理事長候補者の選出

(3)役員報酬の額又はその規程

(4)定款の変更

(5)事業計画及び収支予算の承認並びに変更の承認

(6)事業報告及び会計報告の承認

(7)本会の解散に関する事項

①本会の解散

②解散の場合の会費の徴収、精算人の選任および残余財産の処分方法の決定

(8)次に掲げる規則の制定、変更及び廃止

①役員選任の方法に関する規則

②会員資格に関する規則

③会費及び入会金に関する規則

(9)会員の除名

(10)長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受

(11)合併、事業の全部若しくは一部の譲渡

(12)理事会において総会に付議した事項

(13)前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(総会の議長)

第 26 条

総会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、第 23 条第 2 項第 3 号に基づく臨時総会を開催した場合は、正会員を代表して出席する者のうちからこれを選出する。

(総会の定足数)

第 27 条

総会は、正会員の総議決権数の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。ただし、休会中の会員は現在数及び定足数に算入しない。

(総会の議決)

第 28 条

総会の議事は、一般社団及び財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及び本定款に特に定めるものを除き、出席した正会員の有する議決権数の過半数の同意でこれを決する。

(書面による議決権の行使等)

第 29 条

やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法により議決権を行使し、又は他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、第 27 条及び第 28 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとする。

(議決権)

第 30 条

総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(総会の特別議決)

第 31 条

第 25 条第 4 号、第 7 号、第 9 号および第 11 号に掲げる事項を総会で決議するには、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数によらなければならない。

2 前項の議事に関する総会招集の通知には、付帯事項の内容および提案の理由を記載しなければならない。

(総会の議事録)

第 32 条

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から、その総会において選出された議事録署名人 2 名以上及び議事録作成人が署名しなければならない。

第 4 章 役 員

(役員の種類)

第 33 条

本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 人
- (2) 副理事長 1 人以上
- (3) 専務理事 1 人
- (4) 理事 (理事長、副理事長、専務理事を含む) 20 人以内
- (5) 監事 2 人以上

2 理事長、副理事長、専務理事、及び理事をもって法人法上の理事とする。

(役員資格および任免)

第 34 条

役員は、総会においてこれを選任する。

- 2 理事は、正会員のうちから選任する。
- 3 監事は、本会の理事若しくは使用人を兼任することができない。
- 4 その他、役員を選任に関して必要な事項は、規則に定める。

(役員任期)

第 35 条

理事の任期は、毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までの 1 年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

3 監事の任期は、1 月 1 日より翌年 12 月 31 日までの 2 年間とする。ただし、再任を妨げない。

4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が満了するときまでとする。

5 監事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(役員辞任及び解任)

第 36 条

役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2 役員は、総会の決議によって解任することができる。

3 監事を解任するときは、総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(直前理事長等)

第 37 条

本会に、直前理事長及び顧問(以下「直前理事長等」という)を置くことができる。

2 直前理事長等の選任に関しては、第 34 条第 1 項の規定を準用する。ただし、直前理事長に関してはこの限りではない。

3 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。

4 顧問は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

5 直前理事長等の任期、辞任及び解任は第 35 条及び第 36 条の規定を準用する。

(役員 の職務)

第 38 条

理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会の業務の執行を決定する。

2 理事長は、一般社団法人及び財団法人法上の代表理事とし、業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、一般社団法人及び財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事として、本会の業務をつかさどる。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、一般社団法人及び財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事として、本会の業務を処理するとともに、事務局を統括する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の職務権限)

第 39 条

監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の職務執行を監査すること。

(2)いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(3)本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。

(4)理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(5)理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(6)総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるることができる。

(7)必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(8)前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(9)理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(10)理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(報酬等)

第 40 条

本会の役員は無報酬とする。

(取引の制限)

第 41 条

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1)自己又は第三者のためにする、本会の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにする、本会との取引

(3)この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会の業務の執行を決定する。

(責任の免除)

第 42 条

本会は、役員的一般社団及び財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 5 章 理 事 会

(理事会の構成)

第 43 条

本会の理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

3 直前理事長等は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の権限)

第 44 条

理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

(1)理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職。ただし、理事長選出にあたっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(2)総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(3)規則及び細則の制定、並びに変更及び廃止に関する事項

(4)理事の職務の執行の監督

(5)前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

(1)重要な財産の処分及び譲り受け

(2)多額の借財

(3)重要な使用人の選任及び解任

(4)重要な組織の設置、変更及び廃止

(5)内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため

の体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)

(理事会の種類及び開催)

第 45 条

理事会は定例理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2 定例理事会は原則として月 1 回開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき

(2)理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき

(3)前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4)第 39 条第 1 項第 7 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(理事会の招集)

第 46 条

理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集した場合を除く。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第 47 条

理事会の議長は、理事長若しくは理事のうち理事長の指名した者がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第 48 条

理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

(理事会の決議)

第 49 条

理事会の決議は、本定款に別段に定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数をもって決する。

2 第 1 項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第 50 条

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会の報告の省略)

第 51 条

理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項に規定は、第 38 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第 52 条

理事会の議事については、第 32 条を準用し、法令の定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

第 6 章 例会及び委員会

(例会)

第 53 条

本会はその目的に必要な事項を調査し、研究し、又は実施するために原則として毎月 1 回例会を開催する。

2 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会の設置)

第 54 条

本会は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

4 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

5 委員会の議事録については、第 34 条を準用する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成及び経費の支弁)

第 55 条

本会の資産は、入会金、会費その他の収入をもって構成する。

2 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(資産の管理)

第 56 条

本会の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会及び総会の議決による。

(会計原則並びに区分)

第 57 条

本会の会計は、法令及び行政庁の指導に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認

められる会計の慣行に従うものとする。

2 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、収益事業等ごとに経理しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第 58 条

本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得て総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 59 条

本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書（以下計算書類等という）を作成し監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、通常総会において承認を受けなければならない。

2 前項の計算書類等については毎事業年度の経過後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本会は、第 1 項の通常総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。

4 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すか本会の財産に繰り入れるものとし、剰余金の分配は行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第 60 条

本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(資産の請求権)

第 61 条

本会の会員は、その資格を喪失した場合にも、本会の資産に対し、いかなる請求もすることができない。

(公益目的取得財産額の算定)

第 62 条

理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 79 条第 1 項 8 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 管 理

(報告書類の提出)

第 63 条

理事長は、在任年度終了後、遅滞なくその任期中の年度にかかる次の各号に掲げる書類を作成し、在任年度の監事に提出しなければならない。

(1)事業報告書

(2)会計報告書(収支決算書、財産目録、貸借対照表)

2 前項に規定する書類の提出は、当該年度終了後最初に開かれる通常総会の日の1週間前までに行わなければならない。

3 第1項の書類の提出を受けた監事は、厳正なる監査を行い、その通常総会の前日までに意見書を作成し、当該理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、前項の意見書を添えて第1項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

5 理事長は、通常総会終了後遅滞なく第1項の書類を公益社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

(報告書等の備置)

第64条

理事長は前条第1項に規定する書類をその通常総会の日の1週間前までに事務所に備えて置かなければならない。

(書類の閲覧)

第65条

会員は第67条及び前条の書類をいつでも閲覧することができる。

2 理事長は正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことができない。

(事務局)

第66条

本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置くことができる。

3 事務局の職員は、理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第67条

事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

(1)定款その他諸規則

(2)会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3)理事、監事の名簿

(4)認定、認可等及び登記に関する書類

(5)定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類

(6)財産目録

(7)事業計画書及び収支予算書

(8)事業報告書及び計算書類等

(9)監査報告書

(10)その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令の定めるところによるものとする。

3 第1項各号の帳簿及び書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

4 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類を主たる事務所に10年間備え置き、一

般の閲覧に供するものとする。

第 9 章 情報公開及び個人情報保護の保護

(情報の公開)

第 68 条

本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 69 条

本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(広告)

第 70 条

本会の公告は、電子公告による。

2 やむ得ない事由により、電子公告によることができない場合は、山梨日日新聞に掲載する方法による。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 71 条

この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁及び公益社団法人日本青年会議所に届けなければならない。

(合併等)

第 72 条

本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団及び財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 73 条

本会は一般社団及び財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 74 条

本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合、(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、総会の議決により、本会と類似の事業を目

的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 75 条

本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の 3 分の 2 以上の議決により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

(清算人)

第 76 条

本会の解散に際しては、解散の日を含む年度の理事の全員が清算人となり清算事務を処理する。

(解散後の会費の徴収)

第 77 条

本会は、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経て、その債務を弁済するために必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第 11 章 補 則

(委任)

第 78 条

この定款の実施に関して必要な事項は、次の各号に定める。

(1) 本会の組織、構成及び運営に関する重要な事項については、理事会の議決を得て、規定にこれを定める。

(2) 前号に規定する以外の事項であって定款及び規定の実施に関する事項については、理事会の定めるところにより、細則にこれを定める。

附 則 (平成 23 年 7 月 5 日)

1 この定款は、一般社団及び財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団及び財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散も登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は乙黒泰樹とする。また、最初の副理事長は雨宮秀樹、吉原誠、千野裕史、藤巻一史とし、最初の専務理事は佐野友樹とする。

平成 23 年 7 月 5 日

平成 27 年 7 月 23 日改正